

鳥取縣公報

告 示

昭和二十四年二月二十五日
第 千 九 百 八 十 八 号 金 曜 日

本報の大きさは規定規格A5用

鳥取縣告示第九十四号

昭和二十四年二月一日鳥取縣告示第五十五号鳥取縣内向食卵集荷配給要綱により次の者を食卵の集荷配給業者として指定した。

昭和二十四年二月二十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市東品治町

縣畜産運轉化場内鳥取縣種鶏養業協同組合

鳥取出張所代表者 木 下 繁 美

倉吉町新町一

倉吉生活協同組合内同

米子市加茂町二丁目

縣種畜場米子孵化場内同
米子出張所代表者 美 甘 弘 光

鳥取縣告示第九十五号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條第一項の規定により氣高郡勝部村議會議員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十四年二月二十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十四年二月二十五日より
同 年二月二十七日まで

鳥取縣告示第九十六号

肥料取締法第二條の規定により昭和二十四年二月二十一日附を以つて次の者に肥料製造營業を免許した。

昭和二十四年二月二十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣氣高郡青谷町大字青谷 國 田 泰 藏
同 西伯郡御來屋町東河原 小 川 伸 治 郎

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日・當ル)

昭和二十四年二月二十五日
第 千 九 百 八 十 八 号

昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可